

最高裁秘書第192号

令和7年1月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年12月27日付け（第060387号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 令和元年度最高裁判所事件統計年表
- (2) 令和2年度最高裁判所事件統計年表
- (3) 民事事件法廷別新受・既済・未済総数表（令和元年12月現在）
- (4) 民事事件法廷別新受・既済・未済総数表（令和2年12月現在）

2 開示しないこととした理由

1の(1)から(4)までの各文書は、いずれも廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）